

特 命 指 定 施 設
(松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」)
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和7年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市は、指定管理者の選定を公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限り、公募せず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」について、地方自治法第244条の2並びに松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では、指定管理者を選定することとなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類に基づき審査を実施し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和7年11月14日

松本市長　　臥雲義尚様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長　古川智史

1 施設の名称

松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	市が施設に求める「医療的ケアが必要な障がい児、重症心身障がい児の受入」及び「親子療育、個別療育の提供」の両方を担うことができるの申請団体のみであり、高度な専門的知識の蓄積及び継続性が求められるため	R 8.4 ～ R 11.3 (3年間)

3 申請団体の概要

社会福祉法人松本市社会福祉協議会

代表者 小林 弘明

所在地 松本市双葉4番16号 松本市総合社会福祉センター内

設立年 昭和27年

従業員数 930人

資本金 9,000千円

主たる業務

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 選定審議の内容

選定審議会の開催

ア 開催日

令和7年10月17日（金）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

茨木 徳海 委員、奥原 真紀子 委員、小口 真 委員、加藤 寛子 委員
栗田 晶 委員、澤田 若菜 委員、田中 史郎 委員、古川 智史 委員

選定審査の方法

施設所管課のこども福祉課長から、特命指定の理由、申請書類が募集要項に定める申請資格等を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行つた一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

その上で、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

- イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

社会福祉法人松本市社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定しました。最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・引き続き、経営安定化計画に基づく財務体質の健全化に取り組み、収支のバランスを改善されたい。
- ・専門職員の欠員が出ないよう、安定的な職員体制の確保に努められたい。

以上